

平成21年6月1日

都市計画

第209回埼玉県都市計画審議会を開催します ～ 飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更など10議案を審議します ～

埼玉県は、第209回の埼玉県都市計画審議会を開催します。

この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念は、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることとしています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成21年6月8日（月） 午後1時30分から
- と こ ろ さいたま市浦和区仲町2-5-1
浦和ロイヤルパインズホテル 3階 プラチナルーム
電話 048-827-1111
- 議 題 別記のとおり
(議第4884号から4893号の10議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条第1項各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おき下さい。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(2階 こぶしの間)へお越し下さい。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。
- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Tel 048-830-5335 (直通)

第 209 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4884	川越都市計画用途地域の変更について	川越市	県
4885	深谷都市計画道路の変更について	深谷市	県
4886	草加都市計画道路の変更について	三郷市	県
4887	和光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	和光市	県
4888	和光都市計画区域区分の変更について	和光市	県
4889	和光都市計画用途地域の変更について	和光市	県
4890	埼玉県景観計画の変更について	騎西町	県
4891	飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更について	飯能市	県
4892	飯能都市計画事業岩沢南部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書	飯能市	市
4893	飯能都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書	飯能市	市

別記

【議案名】

議第4884号 川越都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

川越市の西部地域振興ふれあい拠点地区の用途地域を変更するものです。

変更前：商業地域	(400/80)	約 0.1ha
近隣商業地域	(200/80)	約 2.8ha

変更後：近隣商業地域	(300/80)	約 2.9ha
------------	----------	---------

※ () 内は容積率/建ぺい率

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
 直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4885号 深谷都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

深谷市の幹線街路 3・5・23 号普濟寺矢島線を次のように変更するものです。

- 3・5・23 号普濟寺矢島線
- ・一部区域を変更する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当
直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第 4886 号 草加都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

三郷市の幹線街路 3・3・60 号新和吉川線を次のように変更するものです。

- 3・3・60 号新和吉川線
- ・終点の変更を伴う延長の変更
- ・車線数の決定

[意見書の有無]

有 3 通 3 名

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当
直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第 4887 号 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

和光市和光北インター地区は、土地区画整理事業により、市街地の形成が図られることから市街化区域に位置付け、東京外かく環状道路の優れた交通条件を活かし、新産業や物流機能等の工業集積地としての土地利用を図っていく方針を明確にするため変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4888号 和光都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

和光市和光北インター地区は、土地区画整理事業の実施が確実になり、計画的な市街地整備が行われること及び、地区計画を策定し良好な市街地形成が確実になったことから、市街化区域へ編入するものです。

白子三丁目地区は、用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域へ編入した旧暫定逆線引き地区です。このたび、土地区画整理事業の実施が確実になり、計画的な市街地整備が行われること及び、地区計画を策定し良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

和光北インター地区 約27ha

白子三丁目地区 約7ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4889号 和光都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

和光市の和光北インター地区の用途地域を変更するものです。

変更前：無指定 (200/60) 27.0ha

変更後：準工業地域 (200/60) 27.0ha

※ () 内は容積率/建ぺい率

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4890号 埼玉県景観計画の変更について

[議案概要]

現行の景観計画では、騎西町は一般課題対応区域となっているが、「田園都市産業ゾーン基本方針」に基づく「先導モデル地区」（第二次）が位置づけられたため、今後、開発圧力が高まり、乱開発等による景観への影響が懸念されます。このことから、景観計画の一部を変更し、騎西町の用途地域が定められていない区域を特定課題対応区域に編入するものです。

変更前：特定課題対応区域

{桶川市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、川島町、宮代町
白岡町、菖蒲町} の用途地域が定められていない区域

変更後：特定課題対応区域

{桶川市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、川島町、宮代町
白岡町、菖蒲町、騎西町} の用途地域が定められていない区域

[問い合わせ先]

都市整備部 田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当
直通番号 048-830-5367

【議案名】

議第4891号 飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更について（県決定）

[議案概要]

飯能市の岩沢南部土地区画整理事業を次のように変更するものです。

変更前：約55.4ha

変更後：約36.5ha

[意見書の有無]

有 3通3名

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 公共区画整理担当
直通番号 048-830-5383

【議案名】

議第4892号 飯能都市計画事業岩沢南部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について

[議案概要]

飯能市都市計画事業岩沢南部土地区画整理事業の事業計画変更について、事業計画を平成21年3月17日から平成21年3月31日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに6通8名の意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同法第55条第2項の規程により、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 公共区画整理担当
直通番号 048-830-5383

【議案名】

議第4893号 飯能都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について

[議案概要]

飯能市都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更について、事業計画を平成21年3月17日から平成21年3月31日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに6通7名の意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同法第55条第2項の規程により、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 公共区画整理担当
直通番号 048-830-5383